

県南広域振興局長告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年2月6日

県南広域振興局長 小 島 純

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370902132	社会福祉法人七星会	岩手県訪問介護センター 一 関事業所	一関市真柴字矢ノ目沢64番 地173-2F	令和6年1月25日